

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都市再生特別措置法に基づき、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において国土交通大臣の認定を受けた認定誘導事業者に係る以下の特例措置の適用期限（令和2年3月31日まで）を2年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容 固定資産税・都市計画税の課税標準について、市町村等の条例で定める割合（※）に5年間軽減（家屋等） ※4/5を参酌して7/10～9/10の範囲内 （適用要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年3月31日までに取得すること ・ 誘導施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）と共に整備した施設のうち、以下の部分 <ol style="list-style-type: none"> 1) 公共施設（道路、公園、広場、下水道、緑地等） 2) 都市利便施設 （緑化施設、通路（道路等の交通施設又は公園等の公共空地に連絡するものであること等） 		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第40項 地方税法施行令附則第11条第38項 地方税法施行規則附則第6条第74項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲2.2) [平年度] — (▲2.2) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市の再生を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大した市街地に住民が点在して居住することになり、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。</p> <p>こうした中、各種の閣議決定（※）を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークについては、「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組を通じ、都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク構築に向けた取組の省庁横断的な支援、モデル的な取組の横展開を行うほか、コンパクトシティ政策の強化、「都市のスポンジ化」対策の取組促進等を図っているところ。さらに、AI、IoTなどの新技術やビッグデータといった先進的技術、官民データをまちづくりに取り入れ、都市や地域の課題解決を加速化させていく「スマートシティ」や、離島における「スマートアイランド」などの取組を推進し、また、立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等に取り組む地方公共団体に対して、引き続き、関係省庁が連携したコンサルティング、支援施策の充実やモデル都市の横展開を行い、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大していく。</p> <p>誘導施設の整備にあたっては、それと併せて公園緑地や広場、道路といった公共空間の充実を図り、良質な維持管理を行うことで、まちなかを快適、便利に移動・滞在することが可能となる。これにより、当該施設の利用者をはじめとする都市機能誘導区域で活動する者が誘導施設の整備による最大限の効果を享受できるようになるとともに、都市環境の向上が、更なる民間投資を促し誘導施設の集積を加速させる、という好循環を生むことができる。</p>		
		ページ	14—1

	<p>そのため、民間事業者が誘導施設の効果を高めるような公共施設、都市利便施設（以下「公共施設等」）を整備・保有するインセンティブとなるよう、本特例措置の適用期限の延長を要望するものである。</p> <p>※成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度改革的事業活動に関する実行計画（令和元年6月21日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）</p>
本要望に対応する縮減案	—
ページ	14—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が増加している市町村数を2025年までに100市町村とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が増加している市町村数を2025年までに100市町村とする。
	政策目標の達成状況	平成28年度 22市町村 平成29年度 30市町村 平成30年度 35市町村 ※立地適正化計画の作成意向等調査アンケートにより集計。
有効性	要望の措置の適用見込み	本特例措置の期間中、4事業程度の適用件数を見込んでいる。なお、本特例措置は、都市再生特別措置法及び地方税法において規定されている要件を満たす事業であれば一律に適用されるものであり、特定の者に偏った適用となるものではない。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講じることにより、民間事業者による、誘導施設の効果を高めるような公共施設等の整備・保有が誘発され、当該事業が施行される都市機能誘導区域において、都市機能の十分な発揮に寄与するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	都市機能誘導区域の外から区域内への事業用資産の買換え等の特例（所得税、法人税） 誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例（所得税、法人税） 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例（所得税、法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・社会資本整備総合交付金（令和2年度予算概算要求額 10,037億円の内数） ・都市機能立地支援事業（令和2年度予算概算要求額 5.4億円） ・まち再生出資事業
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置は、民間事業者が、誘導施設の効果を高めるような公共施設等の整備・保有を行う場合に適用され、これらの施設を整備するインセンティブを与えるものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、地方都市において重点的に都市機能の集約立地を推進すべき地域である都市機能誘導区域において、民間事業者が誘導施設の効果を高めるような公共施設等を整備・保有する場合に限って適用される唯一の支援措置である。この際、民間事業者が公共施設等の整備・保有に伴い追加的に負担せざるを得ない費用のうち一部を本特例措置により支援することにより、都市機能が十分に発揮されるものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本特例措置は的確かつ必要最低限の措置である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(適用件数) 平成27年度：0件 平成28年度：0件 平成29年度：1件 平成30年度：1件</p> <p>(減税額) 平成29年度：0.5百万円 平成30年度：0.1百万円(見込み)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績：平成27年度 0百万円 平成28年度 0百万円 平成29年度 0.5百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を講ずることにより、公共施設等の保有コストが軽減され、良質な公共施設等の整備・維持管理の促進につながり、併せて整備される誘導施設の効果が最大限発揮される。 このことにより、当該都市の魅力が高まり、更なる民間投資を促し、誘導施設の集積を図ることが期待されるため、施策実現に向けて有効な手段である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が増加している市町村数を2020年までに100市町村とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>市町村が立地適正化計画の検討を開始し、策定に至るまでには一定の期間を要するところ、民間事業者が本特例措置の適用の前提となる誘導施設等整備事業の認定を受けるためには、立地適正化計画に位置付けられた都市機能誘導区域内における誘導施設等を整備する事業であることが要件となっており、民間事業者は立地適正化計画の策定後に事業化に向けての本格的な検討を開始することとなるため、本特例措置の適用対象となる認定誘導事業による誘導施設の整備が完了されるまでは相応の時間を要するものである。 しかし、立地適正化計画を策定した市町村数は着実に増加し、現在では263団体（令和元年6月30日時点）にまで達しており、また、これまで2件の誘導施設等整備事業が認定され、今後についても更なる増加が見込まれていることから、本特例措置を活用し、コンパクト・プラス・ネットワークの一層の推進を図ることで、2025年までの目標達成が可能と考えている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成26年度 創設 平成28年度 延長（わがまち特例の導入） 平成30年度 延長</p>